

消費税課税事業者判定チェックリスト

2026年3月26日作成

	内容	根拠条文	注
N O な ら ば 課 税 事 業 者	基準期間における課税売上高が1,000万円以下	法9条①	
	↓ YES		
	適格請求書発行事業者ではない	法9条①	
	↓ YES		
	課税事業者選択届出書を提出していない	法9条④	
	↓ YES		
	特定期間における課税売上高が1,000万円以下 or 給与等の支払額1,000万円以下	法9条の2① 法9条の2④	給与等には退職手当や公的年金も含まれる
	<b>(国外事業者は給与等の支払額での判定は不可)</b>		
	↓ YES		
	相続、合併、分割があった場合の特例に該当しない	法10-12条	レアケースなので詳細省く
↓ YES			
基準期間がない法人で、資本金の額が1000万円以下	法12条の2①		
<b>(国外事業者は課税資産の譲渡等を基準期間後に開始していたら、基準期間がないものとみなす)</b>	法12条の2③	基準期間に課税売上を開始していなければ、基準期間はないものとみなされる	
↓ YES			
基準期間がない法人で、特定要件に該当し、特殊関係法人の基準期間課税売上高が5億円以下かつ総収入金額が50億円以下	法12条の3①		
<b>(国外事業者は課税資産の譲渡等を基準期間後に開始していたら、基準期間がないものとみなす)</b>	法12条の3⑤	基準期間に課税売上を開始していなければ、基準期間はないものとみなされる	
↓ YES			
「高額特定資産を取得し仕入税額控除を行った課税期間」から3年までの課税期間ではない	法12条の4①		
↓ YES			
「金や白金等を取得し仕入税額控除を行った課税期間」から3年までの課税期間ではない	法12条の4③	金や白金は年換算で200万円 施行令25条の5④	

※ PEを有しない国外事業者は、簡易課税及びインボイス特例を受けることはできないことに留意。

※ 税理士向けで言葉は厳密ではない